

# 訪問介護重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日 現在 >

## 1. 当所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0265-36-3778 (午前8時30分～午後5時15分まで)  
担当 米山 佳織  
\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 松川町社会福祉協議会ヘルパーステーションの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人 松川町社会福祉協議会
所在地	長野県下伊那郡松川町元大島2930番地12
介護保険指定番号	2072500644
サービスを提供する 対象地域*	松川町 * 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		ヘルパー兼務	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		ヘルパー兼務	2名
事務職員					
従事者	介護福祉士	3名	3名	ヘルパー	6名
	1～2級修了者				
	初任者研修修了者	1名		ヘルパー	1名

### (3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜	備考
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00	
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	

\* 時間帯により料金が異なります。

早朝・夜間帯 基本料金に対して25% 増し

深夜帯 基本料金に対して50%増しとなります。

### 3. サービス内容

#### (1) 身体介護

- ・食事介助 配膳から下膳までを含め食事の介助、見守りを行う。
- ・入浴介助 浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身・洗髪等を行う。
- ・排泄介助 オムツ交換、トイレ・ポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導等を行う。
- ・清拭 身体を清潔に保つため、全身又は部分的に体を拭く。状況により足浴や手浴を行う。
- ・体位変換 褥瘡予防の為に体位交換を行う際の介助。
- ・自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点より行う援助)

#### (2) 生活援助

- ・買い物 日用品や生活必需品の買い物。買い物に伴う金銭管理には十分注意し確認を得ながら行う。利用者宅から買い物に出かけることが原則。
- ・調理 食事の調理、配膳、食後の片づけ、食品の管理を行う。
- ・掃除 利用者が日常的に使用している部屋、台所、トイレ、浴室等の掃除を行う。
- ・洗濯 日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、専門的な技術が必要なく短時間でできるボタン付け等。

#### (3) その他のサービス

- ・介護相談
  - ・制度の説明、行政の手続きなどの説明等
  - ・介護についての技術指導

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割～2割です。ただし、支給限度基準額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 一昼間一 】(要介護)		基本料金	1割	特定事業所加算 I	自己負担
身体介護	20分以上30分未満	2,440円	244円	49円 加算	293円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	79円 加算	464円
生活援助	20以上45分未満	1,790円	179円	36円 加算	215円
	45分以上	2,200円	220円	44円 加算	264円
身体生活	身体30分+生活20分以上	3,090円	309円	62円 加算	371円
	身体30分+生活45分以上	3,740円	374円	75円 加算	449円

- \* 特定事業所加算 I として、所定単位数の20%を加算させていただきます。
- \* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- \* やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人対応の料金となります。
- \* 初回加算として、200単位(2,000円)加算させていただきます。  
(初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行った場合)
- \* 介護職員処遇改善加算として利用料の13.7%を加算させていただきます。
- \* 介護職員等特定処遇改善加算として利用料の6.3%を加算させていただきます。
- \* 介護職員等ベースアップ等支援加算として利用料の2.4%を加算させていただきます。
- \* 居宅サービス計画(プラン)に位置づけられていない訪問介護(身体介護が中心のものに限る)を利用者又はその家族等から緊急に要請を受けてから行った場合は、緊急時訪問介護加算として、100単位(1,000円)を加算させていただきます。

## (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。  
それ以外の地域の方は、1kmあたり30円の交通費の実費が必要です。

## (3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、利用者自己負担額で換算した金額を頂きます。  
この場合、キャンセルされましたサービス内容を全額実費とし、ご利用者様からの保険外支払いとなります。  
キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話0265-36-3778)

## (4) その他

- ① ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者様のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法  
毎月、25日までに前月分の請求をいたしますので、翌月の10日以内にお支払いください。  
お支払いいただきますと、領収証を発行します。  
お支払方法は、口座自動引き落とし・現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。  
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合  
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
  - ・ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
  - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

## 6. 当所の訪問介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

社協の理念に基づき、公平で質の良いサービスを提供するよう心掛けます。

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	無	
職員への研修の実施	有	年 10回以上実施
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8. サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所ご利用者様相談・苦情担当

担当 米山 佳織 電話 0265-36-3778 (代)

### ② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

松川町役場 高齢者係

担当 田中 裕香 電話 0265-36-7022

長野県国民健康保険連合会 苦情相談窓口

電話 026-238-1580

FAX 026-238-1581

## 9. 福祉サービス第三者評価

当事業所では、現在、福祉サービス第三者評価を行っておりません。

## 10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 松川町社会福祉協議会	
代表者役職・氏名	会長	水野 一昭
本社所在地・電話番号	長野県下伊那郡松川町元大島2930-12 電話 0265-36-3778	
定款の目的に定めた事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li><li>2、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li><li>3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び連絡</li><li>4、前3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li><li>5、保険医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li><li>6、共同募金事業への協力</li><li>7、老人訪問介護事業の経営</li><li>8、居宅介護支援事業の経営</li><li>9、老人通所介護事業(デイサービスセンター)の経営</li><li>10、障害福祉サービス事業の経営</li><li>11、福祉相談事業</li><li>12、福祉サービス利用援助事業</li><li>13、社会福祉センターの経営</li><li>14、介護老人福祉施設事業及び短期入所生活介護事業</li><li>15、生活支援体制整備事業</li><li>16、その他この法人の目的達成のため必要な事業</li></ol>	
事業所数等	訪問介護	1ヵ所
	通所介護	1ヵ所
	居宅介護支援事業所	1ヵ所
	介護老人福祉施設	1ヵ所